

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第7回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月24日（金）15：00～16：00

場所：まちづくり部建築指導課

資料：指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール

出席：門真市まちづくり部建築指導課 長谷川課長補佐

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、仲村様
事務局（ICBA） 栗原（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：大きなトラブルはないため、データ送信は継続する。台帳システムについては今後も機能改善を望む。

主な意見等

1. データ送信された物件の処理について

・大きなトラブルは発生していない。以前、データ送信された物件を不受理にしたことがあったが、指定確認検査機関ではこちらから電話をするまで気が付いていなかった。システム上、不受理になったことは分からない仕様なのか。（門真市）

→指定確認検査機関の操作画面では、送信済データを検索しない限り、不受理となった事は分からない。（ICBA）

・指定確認検査機関が送信してくるデータに添付されている PDF ファイルは、ランダムな文字列になっていて申請書なのか工事届なのかファイルを開かないと中身が分からない。一目で識別ができるようなファイル名にできないか。（門真市）

→ファイル名として確認番号の表示にすることはできないか。（大阪府）

→添付される PDF 等のファイル名は、送信する指定確認検査機関のファイル名の振り方次第である。識別できるようにするには、ルール化し指定確認検査機関側に理解・協力してもらう必要がある。（ICBA）

・従来通りの紙送付とデータ送信が混在する中で、作業の煩雑化等は生じていないか。（大阪府）

→データ送信により入力の手間が減っていることは事実なので、その点では助かっている。（門真市）

・指定確認検査機関からの一方送信だけではなく、特庁からも調査報告書等を指定確認検査機関にデータ送信できるようにすれば指定確認検査機関側にとってもメリットとなるのではないか。（門真市）

2. 建築主変更届について

・台帳システムにおいて建築主変更届は元の確認と自動的に紐づかない仕様だが、門真市の場合はデータ送信を求めているか。（大阪府）

→建築主変更届の提出自体がほとんどない。（門真市）

3. 台帳登録閲覧システムの機能について

・指定確認検査機関から紙で送付された物件については Access にて取りまとめを行っている。また、市が処分を行った物、データ送信をされた物は台帳システムに登録されているがこれらも最終的には全て Access に投入しているため、台帳としての最終形は Access である。（門真市）

・台帳システムから CSV 出力させたときのデータの並びを、申請物件（確認申請・中間検査申請・完了

検査申請) ごとにすることはできないか。台帳システムでは申請・処分・検査のカテゴリごとの出力になっているため、昇降機や工作物を含めると、Access に投入するには全 19 パターンの CSV を出力しなくてはならず、煩雑である。19 パターンを一括出力する機能があるだけでも大分手間は減る。(門真市)